

第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定方針

1 策定方針について

本方針は、新たな四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって、基本的な考え方や必要な事項を定めるものです。

2 策定の趣旨

国は、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）を制定するとともに、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

このことを受けて、これまで本市では、令和42年（2060年）までの将来展望を示した「四街道市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）のほか、平成27年度から令和元年度までを対象期間とする「四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び令和2年度から6年度までを対象期間とする「第2期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）を策定し、将来的な人口減少社会の克服や持続可能な地域づくりの実現といった地方創生の取組を計画的に推進してきたところです。

そのような中、国は、令和4年12月に「全国どこでも誰でも便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

また、県は、令和6年3月に、これまでの地方創生における取組の成果などを踏まえ、デジタルの力などを活用して地方創生を実現・深化していくため、「第3期千葉県地方創生総合戦略」を策定しました。

このことを勘案し、本市においても、これまで10年間にわたって推し進めてきた地方創生の取組を切れ目なく推進するため、新たな四街道市総合戦略として（仮称）第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第3期総合戦略」という。）を策定するものです。

3 策定内容

（1）人口ビジョン

人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示すものであり、地方創生に関する施策を効果的に企画立案する上での重要な基礎資料として、策定します。

なお、策定にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年度に公表した、令和2年国勢調査の確定数を出発点とした新たな全国将来人口推計に基づき、将来人口の推計を行います。

（2）総合戦略

第3期総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び県の総合戦略を勘案し、本市における地方創生の取組を体系的に示すものとして、策定します。

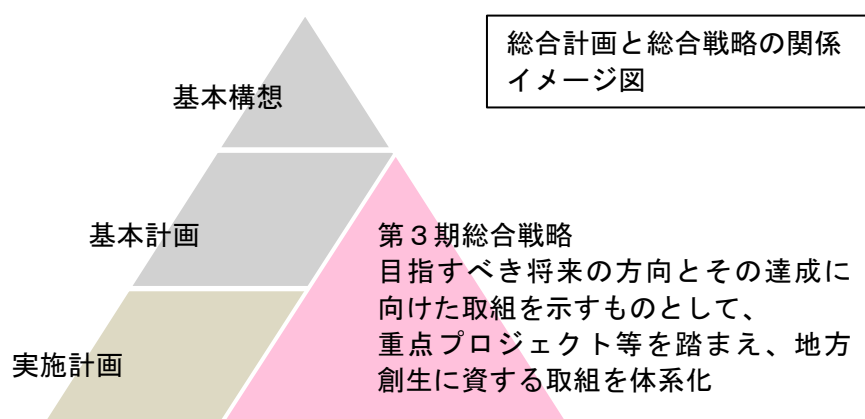
なお、策定にあたっては、第2期総合戦略における数値目標や重要業績評価指標（以下「KPI」という。）の達成状況等を検証の上、本市の実情に応じた内容とします。

4 四街道市総合計画との関連性

四街道市総合計画第1期基本計画 **HAPPY SMILE PLAN** ー笑顔と笑顔をつなぐ街 四街道ー（以下「**HAPPY SMILE PLAN**」という。）は、さまざまな年代や立場からみた、それぞれが想う幸せな未来につなぐため、将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡への対応をはじめ、社会的環境が変化する中であっても、いつまでも住み続けたい、みんなが住んでみたい四街道へ向かっていくための計画です。

これは、地方創生の基本的な考え方である「それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」と一致するものです。

特に、**HAPPY SMILE PLAN**における重点プロジェクトは、子育て世代を中心とした若い世代の転入・定住促進をはじめとした地方創生の取組を積極的に推進するために設定したものであることから、第3期総合戦略は、**HAPPY SMILE PLAN**に位置付けた重点プロジェクト等の地方創生に資する取組を基本とし、本市の実情に応じた機動的かつ実践的な戦略として策定するものとします。



5 対象期間

地方創生の取組を切れ目なく推進するとともに、**HAPPY SMILE PLAN**と一体的な推進を図るため、**HAPPY SMILE PLAN**の目標年度に合わせ、対象期間を令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

年度	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10
まち・ひと・しごと創生総合戦略	第2期総合戦略				第3期総合戦略				
総合計画 基本計画					第1期基本計画 HAPPY SMILE PLAN				
【国・県】 まち・ひと・しごと 創生総合戦略					【国】 デジタル田園都市国家構想 総合戦略				
					【県】 第3期千葉県地方創生 総合戦略				

6 数値目標及び KPI

第3期総合戦略における数値目標や KPI については、HAPPY SMILE PLAN における成果指標を踏まえ、定量的な数値を定めます。

7 進行管理

第3期総合戦略においては、その着実な推進を図るため、PDCA サイクルに基づく適切な進行管理を行い、市ホームページなどで公表します。

8 策定体制

(1) 四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部

人口ビジョン及び第3期総合戦略（以下「第3期総合戦略等」という。）の策定にあたっては、市長を本部長とする「四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部」において、組織横断的な調整、調査・検討を行います。

(2) 四街道市総合計画審議会

第3期総合戦略等の策定にあたっては、本市のまちづくりの指針である総合計画との整合、調整を図る必要があること、また、広く市民や関係団体、外部有識者等の意見を把握する必要があることから、「四街道市総合計画審議会」において、各分野の専門的な知見を踏まえて、策定を進めるものとします。

(3) 市民参加

第3期総合戦略は、HAPPY SMILE PLAN における地方創生に資する取組を体系化するものであり、四街道市市民参加条例第6条第1項に掲げる市民参加手続の対象となる行政活動に該当するものではありませんが、広く市民等の意見を把握するため、パブリックコメントを実施します。

